

27 西 審 使 第 14 号
平成 27 年 12 月 18 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料・手数料等の適正化について（答申）

平成27年5月29日付27西企企第86号により諮問のあった西東京市使用料・手数料等の適正化について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、次のとおり答申する。

1 はじめに

使用料・手数料の適正化のための取組として、市においては、平成 15 年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。その後、原価との乖離の是正や原価計算の算定項目等に関して、平成 19 年度に基本方針を改定し、これを基に使用料・手数料の設定及び改定を実施してきた。

基本方針の改定から 8 年が経過し、市を取り巻く状況が変化するとともに、受益者負担の適正化への取組に係る検討課題も顕在化してきたことから、基本方針を再度見直す必要が出てきた。

そこで、基本方針の改定に向けて、本審議会において使用料・手数料等の適正化について審議を重ねてきたところである。

2 答申

市の財政状況については、経常収支比率が年々悪化傾向にあり、義務的経費の増加等により財政の硬直化が進んでいる。加えて、合併に伴う財政支援措置が平成 27 年度をもって終了するなど、厳しい状況にある。

このような状況においても、市は、少子高齢化など社会状況の変化に伴う行政に対するニーズの変化や、今後訪れる公共施設の老朽化に伴う一斉更新等の諸課題に適切に対応していく必要がある。

また、消費税率の引き上げなど、国の施策についても注視する必要がある。これらを踏まえた上で、次のとおり答申する。

(1) 受益者負担の基本的な考え方について

これまで、市では「負担の公平性」、「資源配分の適正化」及び「租税負担の減少及び自主財源の確保」の 3 つの観点から、特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から使用料・手数料を徴収することとする「受益者負担の原則」を基本的な考え方として示してきた。

サービスの財源の大部分は住民全体の負担である租税によって補われていることや、市の財政状況は年々悪化傾向にあることを踏まえ、今後もこの考えに基づき、受益者負担の適正化を図り、一定の財源を受益者から徴収する使用料・手数料に求めることが適切と考える。

(2) 受益者負担の割合について

現行の基本方針では、市が提供するサービスについて、一律の受益者負担の割合により適正価格を設定することは困難であることから、サービスの性質により2つの基準（サービスが「基礎的なものか、選択的なものか」及び「市場代替性があるか否か」）を組み合わせることで4つに区分し分類している。サービスにより市場性・選択性に差があることから各区分における公費負担と受益者負担の割合に幅を持たせて設定することで、サービスの性質に応じた適正価格の決定を可能としている。

この考え方は容易かつ合理的であるため、今後もこの考え方にに基づき価格を設定していくこと、また、「市民生活にとって、基礎的なサービスであり、かつ、民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス」については、引き続き原則として無料とすることは妥当と考える。

(3) 原価計算について

サービスの提供に伴う費用を把握するとともに適正価格を算出するための判断材料として、市では統一的な方法で原価計算を行ってきたが、このことは妥当であることから、継続すべきであると考えている。

今後、国の施策により消費税率の改定が予想されることから、改定率に応じて原価計算を行うことにより、その影響額の把握に努める必要がある。その上で、その他の諸条件も踏まえて、使用料・手数料の改定の有無を判断することが望ましいと考える。

(4) 施設使用料の減免について

受益者負担の原則を基本的な考え方としている市においては、施設使用料の減免については政策的な事情その他やむを得ない事情がある場合に限定し、原則として実施しないこととしている。

「負担の公平性」、「資源配分の適正化」及び「租税負担の減少及び自主財源の確保」の3つの観点から考えると、現在の施設使用料の減免についての考え方は妥当と考える。

3 付帯意見

答申にあたり、審議会における審議経過を踏まえ、今後、市が受益者負担の適正化を進める中で取り組まれない事項について、付帯意見として申し添える。

- (1) 公共施設については、受益者負担を原則として、設置目的等に鑑み、必要に応じて使用料を導入してきたところである。

今後については、環境学習拠点施設である「エコプラザ西東京」内の多目的スペースの試行的な一般貸出のように、施設の設置目的を超えた使用を検討するとともに、受益者負担の原則を基に、市民の共有財産である公共施設を次世代に継承する視点からも、受益者負担のあり方について検討されたい。

- (2) 減免の取扱いについては、時代環境の変化に応じて検証すべきものであることから、受益者負担のあり方の再検証に合わせて、見直されたい。

その際は、減免の厳格な運用を原則とする現在の考え方を踏まえ、客観的かつ明確な減免基準の設定や使用に応じた段階的な減額率の導入等を検討するとともに、今後の市の公共施設に係る施策展開に合わせて、施設の使用目的の視点から、減免のあり方を検討されたい。

- (3) 受益者負担の原則の妥当性は本審議会も認めるところであるが、市としても民間手法の積極的な活用を図るなど原価の削減、市民の利用満足度や施設稼働率の向上等に努めるとともに、施設や事務に要する全体費用について可能な限り公表することにより、使用料・手数料の妥当性について市民の理解を得られるよう努められたい。

- (4) 施設に要する全体費用だけでなく、公共施設の利用状況、老朽化の状況及び維持・管理、修繕、更新等に要する中長期的な経費やその資金計画等について、将来人口推計とあわせて市民及び議会に対し十分に情報提供されたい。

また、市として行政サービスの水準やあり方について検討されたい。